

議案第18号

三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年2月25日

三次市長 福岡誠志

三次市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市における法令遵守の推進等に関する条例（平成19年三次市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2条第1項」の次に「各号」を、「する労働者」の次に「労働者であった者、派遣労働者、派遣労働者であった者又は役員」を加え、「第7条」を「第9条」に改める。

第33条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の施行の日から施行する。